

学籍番号

--	--	--	--	--	--	--	--	--

2022年度 後期 神戸大学授業料免除 継続申請書 (継続申請者用)

年 月 日

神戸大学長 殿

2022年度 後期分神戸大学授業料免除(免除の決定があるまでの徴収猶予)について、下記の通り相違ありませんので、必要書類等の添付を省略し、申請いたします。

記

前回、**2022年度 前期分**神戸大学授業料免除の申請時と家族構成、就学状況、家計状況等に変更がなく、現在も状況は継続しております。

なお、申請書及び証明書等が虚偽の事実に基づくものであることが判明した場合、授業料免除を取り消されても異議の申し立てはいたしません。

○申請者

所 属

学 部

研究科

(修士/博士前期 ・ 博士/博士後期 ・ 専門職 (法科・MBA))

学籍番号

氏 名 (署名)

連絡先(携帯)

2022年度 前期の神戸大学授業料免除結果 (全額免除 半額免除 不許可)

※ 以下に家計支持者の方が必ず署名してください。署名が無い場合や家計支持者の方以外が署名された申請書は受理しません。(申請者が独立生計者又は私費留学生の場合、以下の欄を記入する必要はありません。)

○家計支持者 (申請者との続柄 _____)

氏 名 (署名)

住 所

電話番号

※ 別紙「神戸大学授業料免除 継続申請用 チェックシート」に (チェック) を記入し、必ず一緒に提出してください。(申請書とチェックシート的一方でもない場合は受理できません。)

学籍番号

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

2022年度 後期 神戸大学授業料免除 継続申請用 チェックシート (継続申請者用)

各申請区分の項目を**全て満たす方のみ**後期分の継続申請をすることができます。

継続申請を希望の方は、以下の項目を申請前に確認し、 (チェック) を記入後、提出してください。

※ 一般学生区分・留学生区分・独立生計区分 のいずれか申請する区分のチェック項目にのみ、 を記入ください。

※ 内容を確認し、改めて新規申請での提出をお願いする場合があります。学生支援課奨学支援グループ (Tel:078-803-5431、[mail: stdnt-shogakushien@office.kobe-u.ac.jp](mailto:stdnt-shogakushien@office.kobe-u.ac.jp)) からの連絡には応答できる状態にしてください。また、下記項目以外の変化等で相談がある場合の問い合わせ先も同上の連絡先となります。

【一般学生区分 ※】

- 2022年度前期分神戸大学授業料免除を申請済である。
(同年度前期分神戸大学授業料免除を申請していない方は新規申請が必要です。)
- 2021年10月1日～2022年9月30日に臨時所得(退職金・保険金・資産譲渡等)がなかった。
(臨時所得が過去1年間にあれば新規申請が必要です。新型コロナウイルス対策の各種給付金(例:国による特別定額給付金や、学びの継続のための学生支援緊急給付金等)は臨時所得に含める必要はありません。)
- 就学者以外の世帯員の収入状況に変化がない。
(前期分申請から2022年10月1日までに所得増、退職、就職等があれば新規申請が必要です。ただし、一時的な収入減少などである場合は継続申請できますので、継続申請とする場合はこの項目には (チェック) を記入してください。その場合は、前期申請時の収入で判定を行います。)
- 世帯員となる家族人数に変化がない。
(兄弟姉妹等の家族の独立・死亡・離婚等が、前期申請以降にあれば新規申請が必要です。)
- 申請者本人、兄弟等の在学状況、通学区分に変化がない。
(兄弟の通学区分変更・入学・退学等が前期申請以降にあれば新規申請が必要です。)
- 世帯員の障害者人数、長期療養状況に変化がない。
(療養状況等の変更が前期申請以降あれば新規申請が必要です。)

【留学生区分・独立生計区分 ※】

- 2022年神戸大学前期分授業料免除を申請済である。
(同年度神戸大学前期分授業料免除申請をしていない方は新規申請が必要です。)
- 2022年度から新たに受給開始した奨学金がない。
(4月以降に新たに奨学金の受給を開始した方は新規申請が必要です。ただし、2022年度前期申請時に、4月以降に受給する奨学金についても記載のうえで申請している場合には、継続申請で構いませんので、その場合はこの項目には (チェック) を記入してください。)
- 申請者本人・配偶者の収入状況に変化がない。
(アルバイトを含めて退職・就職等が前期申請以降にあれば新規申請が必要です。ただし、退職・就職でなく、一時的な収入減少などである場合は継続申請できますので、継続申請とする場合はこの項目には (チェック) を記入してください。その場合は、前期申請時の収入で判定を行います。)
- 日本国内で同居する家族人数に変化がない。
(結婚・出産等が前期申請以降あれば新規申請が必要です。)
- 配偶者の在学状況に変化がない。
(前期申請以降に配偶者が卒業・修了した場合は新規申請が必要です。)
- 前期分申請時から住所の変更がない。
(4月2日以降に新規賃貸契約、退寮・入寮、渡日等、引っ越しをした方は新規申請が必要です。)
- 2021年10月1日～2022年9月30日に臨時所得(退職金・保険金・資産譲渡等)がなかった。
(臨時所得が過去1年間にあれば新規申請が必要です。新型コロナウイルス対策の各種給付金(例:国による特別定額給付金や、学びの継続のための学生支援緊急給付金等)は臨時所得に含める必要はありません。)

